

地域協議会等における地域路線の検討活動に対する支援（案）

1 目的

地域における公共交通の確保や利用促進を図るため、豊川市地域公共交通会議が、地域で組織する団体等の主体的、かつ自主的に行う検討や各種事業の実施について支援することを目的として支援（補助）を行う。

2 補助対象者

原則として、中学校区ごとに地域が設置する協議会等の団体（以下「地域協議会等」という。）に対して補助を行う。

3 補助対象経費

地域協議会等が、地域公共交通の確保や利用促進を目的として行う会議の運営等に供される飲み物や事務用消耗品の購入費。

例：会議時のお茶代（食事代は対象外とします）

用紙代、文房具購入費、コピー代 等

領収書等で、購入や支払いの証明ができること。

4 補助期間

平成22年度から平成25年度まで（実証実験運行の期間終了まで）

（補助は単年度ごとに申請・交付）

5 補助額等

地域協議会等の1団体あたり5万円を年間補助限度額とし、補助率については下記のとおりとします（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）。

平成22年度： 補助対象経費の100%

平成23年度： 補助対象経費の75%

平成24年度： 補助対象経費の50%

平成25年度： 補助対象経費の50%

6 その他

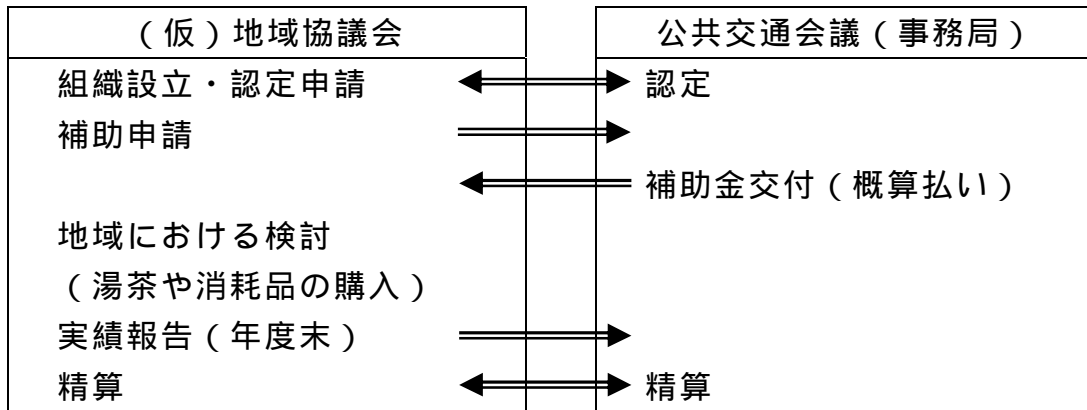
(1) 補助の対象となる団体（地域協議会等）は、原則として中学校区で1つの組織とします。

(2) 1つの中学校区内の一部の地域で検討を行う場合でも、組織していただく団体は、中学校区の協議会等として組織していただきます。

(3) 1つの中学校区内の複数の地域について、それぞれの地域に分かれて検討を行う場合も、原則として協議会等は中学校区で1つの組織とします。この場合の補助金の手続きは、協議会等でとりまとめて行うものとするため、上限は5万円となります。

7 イメージ図

(1) 補助金交付の流れ



(2) 複数の地域で検討を行う場合

